

資 料

フランスの労働組合同規約に関する資料集 (4)

大 和 田 敢 太

<目次>

第 I 部 六大労働組合中央組織の規約

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 基本理念・目的・構成 | (以上第28号) |
| 2. 加盟・脱退 | (以上第31号) |
| 3. 組織原理・内部組織 | (以上第32号) |
| 4. 団結活動 | |
| 5. 組合費・財政 | |
| 6. 内部紛争処理・統制 | |
| 7. 規約修正・解散 | (以上本号) |

4. <団結活動>

① CGT

第26条

組合活動は、罷業を含む様ざまな形態をとる。組合活動は、各段階での組合組織の責任のもとに置かれる。

第27条

要求の作成および行動の決定にあたっては、組合民主主義が貫かれる。この作成や決定に際しては、すべての関係する労働者への情報提供や協議をつくし、最も広範な統一の条件がもたらされるようにする。

第28条

全国段階の職協的な罷業（総罷業）の決定は、全国委員会、あるいは連盟との協議の後に執行委員会の権限に属する。

企業段階での組合の自由や新たな権利の獲得と拡張のための闘争は、CGTの各組織の継続的な関心の対象である。

第29条 連帯

CGTおよび加盟組合組織は、組合活動や罷業の際の職際的な連帯の伝統を守り、闘争中の労働者にたいして精神的および物質的な連帯を保障するために有益な措置をとることとし、そのために、他の産業、地域・地方の労働者の中で募金を組織し、広範な人民大衆の支持に訴える。

総同盟財政部に、特別会計〈連帯〉が設置され、事務局が、緊急の場合に、各組織に募金を依頼しつつ、当面の財政的支援のために直ちに活動できるようにする。

② CFDT

(内規) 第3条 財政上の連帯

CFDT内に「組合活動全国基金」(CNAS)が、設置される。CNASは、CFDTのすべての加盟組合員間の連帯によって、組合活動の実効性を増大させることを目的とする。

CNASは、加盟労働組合のすべての組合員による拠出金によって支えられる(基本拠出金は、月額組合費の最低額の中に含まれる)。

③ FO

第29条 争議行為

労働組合は、当該の産業において、かつその地理的範囲内で、産業的な争議行為の組織化および指導の責任を負う。

労働組合は、提出した要求内容、使用者あるいは公権力との交渉担当者名、労働停止決定を、その加盟する地域連合・県連合および連盟に通知する。

争議行為が、他の地域や同一産業に拡大されなければならない場合には、その決定は、関係連盟との合意のうえでなされる。

県連合は、総同盟事務局および関係連盟の同意のうえで決定された活動にたいして、労働組合の要求により、協力を与えなければならない。

第29条 bis

争議の際の総同盟連帯基金が設立される。その財源は、連盟および県連合の月額組合費からの均一控除により積み立てられる。総同盟連帯基金は、連盟および連合の代表者から構成される管理委員会・総同盟財政部長によって運営される。

第30条

産業的な争議行為は、いかなる場合にも、その目的（すなわち争議行為を指導し、支援する組織を介して提起されている要求）から逸脱することはできない。

産業的な争議行為にたいする支援および連帯運動が、実現すべき目標を変更することがあってはならない。

県連合は、その管轄に属するすべての労働組合が招集された大会によって委任されているのでなければ、全般的罷業を開始することはできない。

第31条

全国連盟は、その産業全体に拡大される全般的罷業の指導権を有する。重要問題についての紛争の場合には、全国連盟は、可能なかぎり労働停止開始前に、総同盟執行委員会にその事情を必ず説明しなければならない。全国連盟は、その産業全体に拡大されている罷業運動を支援するために、複数の産業あるいは全産業にまで拡大される全般的罷業の提案を、総同盟執行委員会に提出することができる。

第32条

総同盟執行委員会が、単一の産業の全般的罷業が他の労使関係にも影響を与え、全国に重大な状況をもたらすことができると判断するときには、直ちに関係全国連盟と協議し、それら連盟にたいして、秘密投票による、その所属組合員の意向投票の実施を促すとともに、全国委員会を緊急に招集する。

第33条

全国委員会だけが、全産業を対象とする全般的罷業の提案を検討しかつ決定する権限を有する。

全産業を対象とする全般的罷業の決定が有効になされるためには、全国委員会において、連盟における有効投票数の三分の二を獲得し、この三分の二が総同盟所属組合員の少なくとも半数を代表していなければならない。

この賛成票の中には、その全国的活動の影響力によって、全般的罷業を実効的にする

ことができる産業分野が、含まれていなければならない。

5. <組合費・財政>

① CGT

第17条 組合費

CGTの財源は、総同盟財政部によって発行される組合員証および組合員証紙の販売によってまかなわれる。

A) 総同盟組合員証

総同盟組合員証は、各組合員による月額組合費の支払を証明する組合員証紙が貼付されなければならない。

組合員証は、4種類のものがある。うち2種類は、連盟に加盟する労働組合において組織されている「就業労働者」と「退職者」を対象とする。この組合員証は、連盟に交付され、連盟が、労働組合への配布を担当し、関係県連合に連絡し、総同盟財政部への一括支払を行う。

他の2種類ものは、産業を越えた性格を有する。それは、①特定の連盟に加盟することが困難な「失業中の」労働者、②分散している退職者、を対象とする。

産業を越えた組合員証は、県連合の請求により交付され、県連合が、総同盟財政部にたいして責任を負う。

B) 月額組合員証紙

1. 就業労働者

連盟および県連合は、証紙によって代替される組合員毎の月額組合費を総同盟に支払う義務を負う。

月額組合員証紙は、総同盟財政部によって、連盟に交付され、連盟は、その所属する労働組合にそれを配分する義務を負う。

労働組合によって連盟にたいしてなされる組合員証および組合員証紙の注文はすべて、県連合の引換用紙を必ず伴っていなければならない。

産業を越えた「失業者」用の組合員証に貼付される組合員証紙に関しては、組合員証とともに、県連合の責任で注文され、販売される。

II. 退職者

退職者の組合員証紙は、就業者についてと同じように注文され、精算される。

分散している退職者に関しては、県連合は、県連合および連盟に帰属する割合を総同盟に返還する。

C) 組合員証および組合員証紙の価額

総同盟組合費は、平均賃金の変化を、とくに考慮しなければならない。

UGICTは、その独自の要求に対処するために、総同盟組合員証価額の追加分を受領する。

参考表① CGT：総同盟組合費種別（1989年度）

(単位：フラン)

	連帯基金 (FNI)	組合員証	組合員証紙
一般	42,00 (FNO)	19,50 (CNO)	2,68 (TNO)
UGICT	42,00 (FUG)	25,00 (CUG)	
割引額適用	22,50 (FRD)		1,34 (TRD)
最低額適用	10,50 (FRM)		0,67 (TRM)
退職者	28,30 (FRT)	14,40 (CRT)	2,70(1,82)(TRT)
退職者(寡婦)	15,20 (FRV)		1,35(0,91)(TRV)

註(1) 全国委員会の決定による総同盟帰属分 (Le Peuple, N° 1265/1266 du 30 juin 1988, p. 32.)。

- (2) 連帯基金・組合員証は、年額、組合員証紙は、月額。
- (3) 「割引額適用」は、賃金が、SMIC (最低賃金) 以下でSMICの50%までの労働者、「最低額適用」は、その基準を下回る労働者に適用される。
- (4) 退職者組合員証紙額欄の内数は、総同盟退職者連合(UCR)への帰属分。
- (5) 総同盟の定義による「(組合員の支払うべき)組合費」は、月額の組合員証紙額であるが、実収入(手取り)の1%相当の納入が奨励される(35回大会以降の大会決議：1978年の平均証紙価額は、賃金の0.7%であったとされる。Syndicats II, Liaisons sociales, N° 10071 du 15 octobre 1987, p. 35.)。
- (6) ()内略号は、1986年度全国委員会の決定によるものであるが (Le Peuple, N° 1217/1218 du 15 mai 1986, p. 26.)、CGTが、近年、組織強化策として重視している組合費の「銀行口座自動引き落とし(PAC)」制度の普及(1986年における、採用労働者数：200,000名)を促進するための措置(組合費の電算化処理)といえよう。

全国委員会は、組員証紙価額の総同盟割合分を決定する（「就業者」と「失業者」とで区分）。

D)

大会（あるいは全国委員会）は、組員証あるいは組員証紙の価額に、総同盟組織化援助基金を支援するための割合を含むことを、決定することができる。この基金の役割は、一部の組織が特別な困難を克服することを援助すること、事務局が財政面で介入することである。

第31条

総同盟組員証および月額組員証紙の購入は、義務である。

毎年2月1日までに、組員証および組員証紙の注文をなさない連盟はすべて、通知状にたいして回答をなさず、かつ全国委員会による決定がなされた後、脱退したものとみなされる。

② CFDT

第23条

加盟労働組合によって同盟に支払われる組合費は、大会によって決定される〈財政方針〉の枠内で、全国評議会によって定められる。

同盟組合費の支払遅滞は、以下の処置をもたらさうる。

- 6カ月後、同盟からの文書類・情報の送付停止
- 1年後、当該労働組合の除名

（内規）第10条 労働組合の除名

労働組合による同盟組合費の支払遅滞が、6カ月に及ぶ場合に、15日の期間内に未払金を決済することを求める催告に何らの回答もないならば、文書類および情報の送付が停止されることがある。この停止措置は、連盟および地方あるいは県連合に連絡される。

支払遅滞が1年に及ぶ場合には、その労働組合は、除名処分を受けることを通知される。2回目の通知にたいして何らの回答もないならば、除名処分は、自動的になされる。

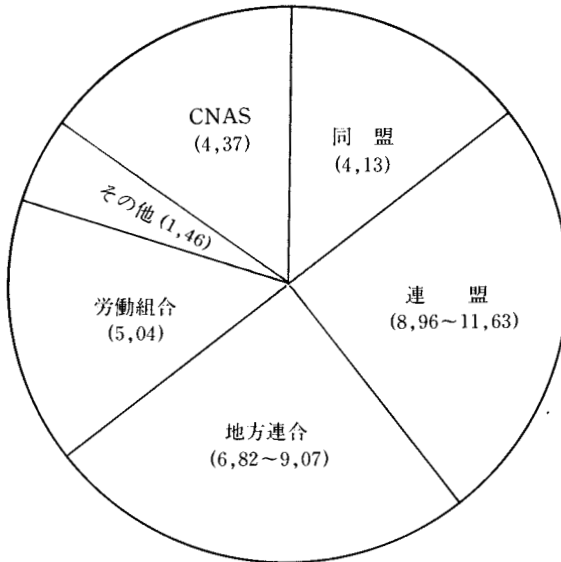
催告に回答するものの、債務を履行しない労働組合の処置は、全国事務局によって検討される。

(内規) 第34条 組合費

- a) 同盟組合費額は、規約により定められた要件および大会によって定立される財政方針にしたがって、決められる。
- b) 加盟労働組合のすべての組合員のために義務的な同盟組合員証が、発行される。
- c) 組合費は、中央組合費徴収局 (SCPVC) から販売される月額組合員証紙を通じて、徴収される。
- d) 連帯機構資金は、同盟の資金とは混同されることなく、別個の取り扱いをされる。
- e) 労働組合は、組合費納入人員の正確さ、請求され、支払われた証紙数、その支払の正規性を管理するために必要ないっさいの検証に応じなければならない。

参考図② CFTD:月額組合員証紙価額内訳 (1985年度)

(単位:フラン)



- 註 (1) 単位労働組合分5,04フランは、1983年度の「最低保障」額である。
- (2) 「その他」 (1,46フラン) の内訳は、国際連帯 (0,38フラン)、組織基金 (0,61フラン)、不動産基金 (0,47フラン) である。

f) 組合費の支払を全面的あるいは部分的に保留する労働組合はすべて、以下の処置を受ける。

—SCPVCから証紙を交付されない。

—問題となっている組合支部だけでなく、その組合員全体にCNASの給付を受給させることができない。

—SCPVCにたいする状況が正常化されないかぎり、大会に参加することができない。

組合費の支払の保留が6カ月続けば、その労働組合は、同盟によって自動的に停止措置を受ける。同盟の催告にもかかわらず、解決策が見いだされない場合には、全国事務局が、その労働組合の除名について見解を示すことが求められる。

③ FO

第16条 組合費

労働総同盟<FO>が種々の業務を遂行することを可能とするために、連盟および連合は、月額組合費を支払う義務を負う。連盟組合費および県連合組合費は、「均一組合員証紙」によって、一括して徴収される。その価額および徴収方法は、全国委員会によって定められる。

第17条

各組織によって支払われる組合費の管理を容易にするために、連盟および県連合は、会計年度の締切後の最初の四半期中に、その財政報告および各組織によって支払われた組合員証紙の配分状況を届けなければならない。

第18条

毎年2月1日までに、事務局にたいして、組合員証紙の請求をなさない組織は、連盟もしくは連合を問わず、通知状にたいして回答をなさず、かつ全国委員会による決定の後、脱退したものとみなされる。

第19条

総同盟組合員証あるいは5年間用組合費納入証、および月額組合員証紙が、総同盟加盟のすべての労働組合によって、その所属組合員に必ず交付されなければならない。

各組合員のその労働組合における月額組合費は、当事者の職種の労働時間1時間当り

の賃金に少なくとも等しくなければならない。その額は、いかなる場合でも、SMIC（最低賃金）を下回ることはできない。

④ CFTC

第31条

同盟組合費は、全国委員会によって毎年決定され、同盟を構成するすべての基礎組織によって支払われる。その納付は、各組合員にたいする、同盟組合員証（年間証明書）の交付、および、中間機関（県連合・連盟）に帰属する組合費分も同時に含む月額組合員証紙の組合員証への貼付によって、検認される。

第33条

労働組合あるいは連盟の抵抗基金を再保証する目的を有する職業防衛同盟基金が、必要に応じて設立されることができる。

（内規）第21条 組合員証および組合費

組合員証は、すべての加盟組合員にとって、義務である。

労働組合は、毎年10月の全国委員会の後、書記局にたいして、次期会計年度に必要な組合員証の数を通知しなければならない。この請求には、同じ日に作成された実員数の届および当該年度と次年度に適用される組合費一覧表（組合費の振り分けを明示）が添付される。これらの書類の写しが、その県連合および連盟に送付される。

労働組合および同盟加盟組織は、申告した実員数や交付された組合員証および組合員証紙数の正確さを監査されるために、必要なすべての検証措置に応じる義務がある。

半年分以上の組合費の支払を遅滞する労働組合には、組合員証は交付されない。さらに、この労働組合にたいしては、すべての書類の送付が、停止される。

組合員証の交付の際には、加盟組織は、その価額の少なくとも50%を支払わなければならない。前年度の組合費の少なくとも3季期分を支払った組織は、この義務を免除される。

① 公営および国営部門の連盟および全国組合に関しては、組合費の通常の分配は、連盟を通じてなされる。

② 私企業部門に関しては、組合費の通常の分配は、地理的段階でなされなければならない。

(内規) 第29条

垂直的職業組織は、前年中に交付された組合員証および組合員証紙の県毎の配分数に
についても、同盟財政部長に知らさなければならない。

「財政問題に関する決議」(第41回同盟大会：1981年)

大会は、1982-83年度の最低月額組合費を、前年の7月1日現在で適用されている
SMIC時間給の110%と定める。その結果、1982年については、最低月額組合費は、
18フランとなる(註)第42回大会(1984年)で、100%に改訂され、最低月額組合費
は、1987年度で、28フランである。

月額組合費は、時間給に対応しなければならず、組合費の全額ではないにしても、少
なくともその実質において、累進化されなければならない。

(提案説明：われわれは、組合費が、累進化されることを提唱する。最低組合費が、
SMICとの関係で定められるのは、組合費が時間給に対応しなければならないからで
ある。組合費額を全面的に賃金に比例させることはおそらく可能とはならないであろ
うが、一部の組織が単一の組合費額を定め、少なからざる組織が、最低組合費額に
きわめて近い2、3種類の組合費額を適用しているだけというのはいずれにせよ異常な
ことである。)

⑤ CGC**第58条**

すべての加盟組織は、加盟組合員1名毎に統一的な同盟組合費を、同盟に支払わな
ければならない。

第59条

財政部長は、統一的な同盟組合費額を定める予算を、執行委員会の名で、同盟委員
会に付託する。この価額は、四半期毎の4枚の証紙によって、確認される。この証紙
は、年度途中の加盟を除いて、組合員証に必ず貼付されなければならない。

第60条

各加盟組織は、その所属各組合員に、同盟によって発行される証紙を交付しなけれ
ばならない。

交付される証紙の価額は、統一的な同盟組合費の額までは、同盟の所有となる。

申告された所属組員数の正確さに関する検証が、会計監査委員会によって、時期を問わず、加盟組織にたいして実施されうる。

同盟の財源の定例的な確保のために、加盟組織は、前年度中に同盟に支払った組合費総額の十二分の一に相当する額の12回分の支払によって、同盟にたいするその財政上の義務を履行する。第1回目の支払は、3月になされる。

会計年度の締切にあたって、配布されていない証紙は、遅くとも次年の2月28日までに、同盟に返却されなければならない。したがって、3月期の支払は、十二分の一支払方式の確定的な清算および場合によっては証紙の返却による調整を伴う。

会計年度途中であっても、十二分の一支払方式の不履行は、規約上の諸機関にたいする当該組織の代表権能の、履行されていない支払に比例した縮小をもたらす。

いっさいの正当な理由のない支払遅滞にたいする財政上の制裁は、審査委員会によって決定されるが、その支払遅滞1日につき、支払われるべき金額の最高0.05%の金銭とする。当該組織は、要求されている制裁金も含み、同盟に支払うべき金銭全額の清算の後でなければ、その完全な代表権能を回復しない。

会計年度の締切に際して、文章による催促の後、不可抗力の場合を除いて、決済の故意の不履行（前項に規定された財政上の制裁金の支払を含む）は、次回の同盟委員会まで、当該組織の機能停止をもたらす。

第62条

地方連合および県連合の運営および事業のために同盟の予算内に計上されている金額の分配は、連合財政委員会の権限に属する。

連合の設備および運営のための動産および不動産の取得は、同盟の名によってしかなされえない。

⑥ FEN

第17条

連盟組合費は、その額については、内部運営規則によって定められるが、各全国組合によって、その加盟組員全員分が、支払われる。連盟組合費の納入は、各組員にたいして、連盟組員証および、年間組合費のそれぞれ四分の一に対応する4枚の連盟組員証紙の交付の権利をもたらす。

(内規) 第41条

組合費額は、1955年9月1日現在で分類されている、各職種の平均賃金の0.27%とする。組合員数の少ない全国組合については、0.31%とし、100,000名以上の所属組合員を有する全国組合あるいはその所属組合員が公務員分類のD職種に属している全国組合については、0.23%とする。

組合費の算定根拠となる平均賃金の随時の改訂は、連盟財政状況を考慮して、関係全国組合の見解の後、全国事務局の提案と全国評議会の決定にもとづき、行われる。

(内規) 第42条

各全国組織の実員数は、その会計監査委員会によって公称されている数字である。この実員数は、各全国組合に交付される組合員証紙数および連盟広報部数と一致する。

全国組合は、その県支部のために必要とする組合員証紙を、直接FENに注文する。

FENの所属組合員たる資格は、FENにより作成され、組合費の受領の際に全国組合によって必ず交付される、連盟組合員証紙を貼付した連盟組合員証により、証明される。

(内規) 第43条

連盟組合費は、全国組合を通じて、3月1日までに支払われるか、あるいは2月1日までに30%の前納金の支払、7月1日までに決済という方法によって、支払われなければならない。

連盟財政部は、各県支部にたいして、そこに帰属する割合を還付する。

県の配分類は、連盟組合費額のうち、全国評議会によって定められた割合とする。

(内規) 第44条

全国組合によって連盟財政部に納付される金員は、決済の日付にかかわらず、以下を優先して行われる。

- 1) 当該全国組合によってFENに支払われるべき期限到来の負債の決済
- 2) 連盟組合費の支払

(内規) 第45条

組合費の決済は、7月1日までに要求されるが、以下の条件のもとで、例外的に、9月1日まで、延期されることができる。

—その日までに支払われるべき金員に、現行の公定利率によって、7月1日から9

月1日までの期間で計算される利息が同時に、同日に決済される。

— ならびに、決済された実員数の県別の分布状況および加盟組合員の対応する名簿、あるいは連盟広報の配布のために利用する名簿の改訂のための資料を提出する。

(内規) 第46条

全国組合によって報告され、決済された実員数は、全国組合の県支部の必要な監査を行うことを可能とするために、連盟県支部に通知される。

9月期に、全国組合および関係県支部の同意を得た訂正はすべて、それが10月1日以前に、連盟財政部に到着することを条件に、受け入れられる。

(内規) 第48条

遅くとも10月1日までに、以下のことを行った労働組合はすべて、FENへの加盟を継続させているものとみなされる。

- 連盟組合費を決済する。
- 組合費納入済みの実員の県毎の分布状況を通知する。
- 組合費納入済みの実員に対応する組合員名簿を作成する。

参考表③ 各中央組織の組合費基準

	基準の性格	基準
C G T	望ましい拠出額	実収入の1%
C F D T	同盟への最低納入額	実収入の0.75%
F O	拠出額	1時間当りの賃金額
C F T C	同盟への最低納入額	SMIC (最低賃金) 時間給の100%
C G C	同盟への納入額	定額 (1985年: 159フラン)
F E N	拠出額	平均賃金の0.27%

(註)(1)「拠出額」は、労働者が「組合費」として実際に支払う額。

(2)「組合費」は、狭義には「組合員証紙」価額を意味するが、ここでは、当該組織の定義により、「組合員証」価額を含むものもある。

参考表④ 各中央組織の収入構成

(単位：%)

	組 合 費	政府補助金	そ の 他	総額(百万フラン)
CGT	81.0	6.4	12.6	31,8
CFDT	82.4	10.0	7.7	22,1
FO	73.7	26.4		74
CGC	55.0	35.7	3.6	36,4
FEN	64.7	22.4	12.9	17

註 (1) <予算年次>CGT:1983, CFDT:1983, FO:1982, CGC:1983, FEN:1980.

(2) CFTCは、予算未公表。

(3) 政府補助金は、労働省および経済社会評議会からのもの。

(4) CGCには、5.8% (2,1百万フラン) の欠損 (赤字) がある。

(5) 資料出所：pour CGT, Syndicats II, op. cit., p. 36, pour d'autres, Emmanuel Ratier, Syndicats : D'où vient l'argent?, Valeurs actuelles du 5 mars 1984, p. 35 et s.

参考表⑤ 各中央組織の支出構成

(単位：%)

	人 件 費	運 営 費	情 宣 費	国際関係	そ の 他
CGT	56.7	33.2	7.4	2.7	
CFDT	62.5	27.5	6.9	3.2	
FO	35.1	20.0	26.7		18.3

註 (1) 上記の項目に限定した構成比であって、支出総額に占める割合ではない。

(2) <予算年次>CGT:1983, CFDT:1985, FO:1982.

(3) FOの「その他」は、「県連合・連盟への補助金」(15.6%)、「組合教育センター補助金」(2.2%)、「争議連帯基金補助金」(0.5%) である。

(4) 資料出所：Syndicats II, op. cit., pp. 36, 70 et 98.

6. <内部紛争処理・統制>

① CGT

第16条 紛争処理委員会

労働組合・連盟・連合の間の紛争はすべて、当事者の一方の要求によって、調査され、仲裁の方法により解決される。

そのために、執行委員会内部に10名の委員からなる小委員会が任命され、紛争当事者がそれぞれ2名の代表者を選出できるようにする。

執行委員会は、紛争を調査し、報告書を作成するために、第三仲裁人を選出することがある。

各紛争のために作成された決定は、執行委員会の承認にふされ、採択の後には、関係当事者にとっての規範となる。

関係当事者がその決定を受け入れない場合には、全国委員会に訴えをおこすことができ、大会は、確定的に紛争を解決する。

第33条

執行委員会は、規約侵犯の各事案および本規約に定めのない事案について検討する任務を負う調査委員会をその内部において任命する。調査委員会は、報告を作成し、その報告は、承認のために執行委員会によって全国委員会にふされる。大会にたいして、上訴がなされうる。

ただし、重大な状況においては、全国委員会は、確定的に裁定をくだす次期の大会まで、当該の組織の機能停止を宣告することができる。

② CFDT

第9条 労働組合の除名

全国事務局は、本規約にたいする重大な違反がある場合には、労働組合の除名を決定することができる。

全国事務局の除名決定は、関係組織からの訴えがあれば、全国評議会にふされる。

除名された労働組合は、納付した組合費にたいするいっさいの権利、さらに同盟、付属機構および連合の資産にたいするいっさいの権利を失う。

第25条 組織間の紛争

全国事務局は、同盟の組織の間で生じうるいっさいの紛争について、仲裁をなす正当な権限を有する。

全国事務局の決定は、全国評議会に上訴されうる。

紛争の解決手続きは、内部運営規則によって定められる。

(内規) 第35条 紛争の解決

他のCFDT組織との紛争に巻き込まれた加盟組織はすべて、全国事務局に訴えることができ、全国事務局は、和解に努める。

紛争が長期化する場合には、全国事務局は、当事者と協議し、かつ調停の責務を負う報告者あるいは委員会を、可能な限り当事者との合意の後、任命する。

調停が不可能な場合には、報告者あるいは委員会は、全国事務局に報告をし、そのうえで、全国事務局が、仲裁をする。仲裁裁定は、全体を拘束する。

③ FO**第15条 紛争処理委員会**

労働組合・連盟・連合の間の紛争はすべて、仲裁によって解決される。

そのために、10名の委員からなる紛争処理委員会が、執行委員会以外から、全国委員会によって任命される。

その結論は、関係当事者を拘束する。関係当事者が、その結論を受け入れない場合には、全国委員会に訴えをなし、最終審として、大会に訴えをあげることができる。

第36条

本規約に定めのない場合にはすべて、除名は、大会によってしか宣告されえない。ただし、重大な状況においては、全国委員会は、次期の大会が確定的に裁定するまで、被訴求組織の機能停止を宣告することができる。除名された組織によって支払われた組合費は、総同盟の所有に属する。

第39条

大会は、11名の正委員と5名の予備委員からなる委員会を選出する。この委員会は、労働総同盟<FO>の規約および大会によって採択された諸決定の違反のすべての事案を検討する。同委員会は、執行委員会からの訴え、もしくは連盟・連合あるいは労働組合からの訴えを受理する。

同委員会は、執行委員会に決定を伝達する。当事者からの上訴は、最終審として、決定を下す大会にたいしてなされうる。

正委員および予備委員は、少なくとも5年前より中断することなく、総同盟に加盟していなければならない。これらの委員は、同時に執行委員会の委員にはなれない。

④ CFTC

第8条

組織間の地理的あるいは職業的管轄の重複、もしくは組織間あるいは活動家間の権限の問題は、本規約第23条に定められた仲裁手続きにしたがって、終審として解決される。

第9条

除名は、同盟組合費の不払いを理由とするか、あるいは規約の不順守に由来する他の原因を理由とするが、大会によって宣告される。

第23条

事務局は、同盟に加盟する諸組織あるいは同盟の行政部門を構成する諸機構の間で起こるすべての紛争を、仲裁する。

事務局は、ある組織の内部紛争が運動全体に重大な障害をもたらすと判断するときには、評議会の同意の後、その内部紛争を審理することができる。

事務局は、規約および内部運営規則の適用から生じてくる同盟の規律の順守を監視し、適切な制裁の提案を評議会にたいして行う。

同盟への所属、加盟組織の運営や団結を問題とするいかなる制裁も、事務局の同意なくしては、加盟組織によって、他の運動団体にたいして課されることはできない。

(内規) 第23条 紛争処理手続

同盟加盟組織間の紛争の場合、もしくは規約、内部運営規則あるいは規約上の機構の決定の適用の問題から生じる同盟の規律への違反の場合には、事務局は、調査・調停委員会を任命する。この委員会の委員は、当事者組織に所属してはならない。規約第23条に定められている、加盟組織の内部紛争の場合にも、同様の手続きが用いられる。

事務局は、必要があれば、仲裁裁定を行い、必要な制裁について評議会の承認を求める。

事務局の仲裁裁定については、評議会にたいして、重大な場合には大会にたいして、上訴を行うことができる。制裁に関しては、評議会の権限は、暫定的除籍を越えることはできず、確定的な除籍決定は、大会に留保される。

(内規) 第24条

全国連盟の設立、その加盟、その運営に関して、連盟間に生じる紛争はすべて、可能

な限り、当事者連盟間の合意によって解決される。合意解決がなされない場合には、紛争は、第23条にしたがって、事務局に持ち出される。

⑤ CGC

第8条

加盟組織（第4条）および構成組織（第6・7条）は、以下の義務を負う。

— 同盟諸機関の決定および立場を順守し、そして実行すること、およびこれらの問題に関して外部批判を慎むこと

— 同盟の教義や公式の立場に反するいかなる公的な立場もとらないこと

— 同盟にその出版物を送付すること

第55条

審査委員会は、同盟議長もしくは加盟組織あるいは構成組織から訴えを受けるが、以下の目的を有する。

— 本規約に定められているあらゆる事項に関連して、協議されること。本規約および内部運営規則の解釈につき、疑義が生じるあらゆる場合に、協議されることがある。

— 法的次元のもしくは規約の適用あるいは解釈に関連したすべての争いについて、訴えを受けること。場合によっては、議長あるいは同盟委員会の求めにより招集される臨時大会の開催を決定する。

— 加盟組織あるいは構成組織間もしくはその代表者間で生じ、同盟あるいはその加盟組織の団結あるいは利益に侵害をもたらすおそれのあるすべての紛争を解決する。

— 本規約第64条（第3項）の規定の適用により訴えを受けた争いについて、判断をくだす。

審査委員会は、その決定に際しては、理由を附す。その結論は、上訴されない。

審査委員会の結論は、執行委員会の措置により、執行される。

第64条

同盟の外部における、個人的なかつ組合活動とは無関係な意見の表明は、同盟に加盟するものにとって、決してとがめられることはないが、同盟あるいはその諸組織への所属に起因する称号、資格あるいは責任の、組合以外の目的のための利用は、認められえない。その結果、同盟の責任部署にあるものは、慎重義務を有する。

規約上の諸機関の内部で正規に採択された諸決定は、いかなる場合においても、同盟およびその諸組織の外部において、口頭によるものであれ、文書によるものであれ、疑問の余地を挟まれてはならない。

加盟組織の組合員が、上記の条項に故意に違反したる時には、その審理が、審査委員会に付託される。審査委員会は、以下の制裁を宣告することができる。

— 警告

— 戒告

— 全国、地方、県あるいは地域段階での同盟の委任の撤回

制裁は、執行委員会によって執行される。

重大な場合には、執行委員会は、審査委員会にたいして、15日以内に宣告をくだすよう求めることができる。

審査委員会において、当事者は、その弁明を提出し、同盟組合員1名を立ち会わせることができなければならない。

第66条

加盟組織の除名あるいは構成組織の解散は、審査委員会の見解の後、同盟委員会の理由を附した要請にもとづき開催される臨時大会によって、出席あるいは代理構成員の三分の二以上の賛成により、承認されなければならない。

この手続きの各段階において、関係組織は、正当に代表されたその指導者の発言によって、意見を聴取される可能性を有しなければならない。

重大な場合には、執行委員会は、出席あるいは代理構成員の三分の二以上の賛成により、次期の臨時大会まで、加盟組織の機能停止を宣告することができる。

停止措置の場合には、加盟組織は、その規約上の義務のいかなるものも免除されることはないが、同盟の諸機関、構成組織および連合において、加盟組織に付与されている代表権をもちや保持しない。

⑥ FEN

(内規) 第20条

紛争委員会が、全国評議会によってその内部で任命される25名の委員から構成される。全国評議会に代表を送っている組合内諸潮流がそれぞれ、1議席を有し、残りは、最大

平均方式によって比例配分される。

紛争委員会は、全国事務局からの付託にもとづき、特に県支部の内部運営、連盟加盟組織の運営、組織対象範囲に関するすべての紛争について、その見解を示すことが求められる。同委員会は、全国組合の内部運営に属する問題については権限を有しない。

7. < 規約修正・解散 >

① CGT

第6条

規約の修正提案は、大会の少なくとも2カ月前に、総同盟加盟諸組織に送付される。

第40条

本規約は、その修正提案原文が、大会議事日程と同時に公表されることを条件に、大会によってのみ変更されうる。

② CFDT

第27条 規約の変更

本規約は、何らの留保も制限もなく、大会によって、いっさいの条項について変更されうる。

変更の発議は、全国事務局あるいは加盟組織の権限に属する。

加盟組織からの変更提案は、全国事務局による検討のために、大会の6カ月前に届けられなければならない。

すべての変更提案が、大会の議事日程とともに、加盟組織に知らされなければならない。

規約の変更に関する大会の採決は、以下の要件を必要とする同盟の名称、規約前文および第1条の変更を除いて、有効投票数の過半数によって、決せられる。

— 予備投票および修正案にたいする投票については、有効投票数の過半数

— 全体にたいする投票については、有効投票数の三分の二以上

第28条 解散

同盟の解散は、全国評議会の見解の後、そのために特別に全国事務局によって招集される大会において、決定されうる。

解散は、大会によって、有効投票数の四分の三以上の賛成で、かつこの賛成数が作成

された委任全体の半数を超えている場合に、宣告されうる。

解散の場合には、大会は、同盟の資産の用途を決定する。

(内規) 第36条 内部運営規則の変更

内部運営規則に修正を加えたいと考える連盟組織および地方連合組織は、大会開催の前年の5月31日までに全国事務局に届けなければならない。

③ FO

第48条

本規約は、大会によってのみ、かつ修正提案原文が、大会の議事日程の中に公表されていることを条件に、変更されうる。

第50条

総同盟の解散は、そのために特別に招集された大会によってのみ、かつ本問題を唯一の議題として、宣告されうる。

採決は、有効となるためには、代表されている労働組合の票数の五分の四、および正規に加盟している労働組合の少なくとも四分の三の賛同を得なければならない。

④ CFTC

第18条

規約の修正を目的とする労働組合の提案はすべて、大会の少なくとも6カ月前までに、届けられなければならない。

(内規) 第6条

規約の修正を目的とする労働組合の提案はすべて、その労働組合の評議会の審議録の抄本を備え、修正提案原文および提案理由書をともなっている場合にだけ、受理される。

第19条

大会の採決において、解散の場合および諸原則（第1条）の変更あるいは本項の変更の場合には、満場一致が必要とされる。

第32条 解散

同盟の解散は、評議会によって提案されることができ、大会によって、かつ代表されている投票の四分の三以上の賛成によってしか宣告されることができない。

解散の場合には、大会は、同盟の資産の用途を決定する。

⑤ CGC

第25条 臨時大会：権限

臨時大会は、以下の事項について審議することを目的とする。

—規約の変更

—加盟組織の除名もしくは地方、県あるいは構成組織の解散

—同盟の解散

第28条

臨時大会は、規約の変更に関しては、投票数の三分の二以上の賛成によって、決定し、同盟の解散に関しては、出席あるいは代理代議員の四分の三以上の賛成により、決する。

⑥ FEN

第19条

本規約は、その変更提案が、大会の1カ月前に組合および支部に周知されることを条件に、大会によってのみ、有効投票数の絶対多数により、変更されることができる。

第20条

解散は、大会によってのみ、加盟組員の三分の二以上の多数により、宣告されることができる。

その場合、資産は、FENの全国組合全体に、その組員数に比例して、あるいは、世俗の連帯組織に帰属する。

(内規) 第50条

内部運営規則は、全国評議会によって、有効投票数の絶対過半数により、変更されることができる。

(特別内規) 第2条

本内部運営規則第1条の変更はすべて、全国評議会によって決定され、大会の承認を受ける。